

令和5年第6回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時
令和5年5月31日（水）午前10時～午前10時33分
 2. 開催場所
石鳥谷総合支所 大会議室
 3. 出席者（6名）
教育長 佐藤 勝
委員 中村 弘樹
委員 役重 眞喜子
委員 衣更着 潤
委員 熊谷 勇夫
委員 中村 祐美子
 4. 説明のため出席した職員
教育部長 菅野 圭
教育企画課長 及川 盛敬
学務管理課長兼学校給食管理室長 高橋 晃一
学校教育課長 及川 仁
こども課長 大川 尚子
文化財課長 鈴木 直明
生涯学習課長 梅原 奈美
 5. 書記
教育企画課長補佐 畠山 英俊
教育企画課 総務企画係長 瀬川 千香子
教育企画課 総務企画係 主任 荒木田 美月
 6. 議事録
- 佐藤教育長
- 只今から、令和5年第6回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。
- 会議の日時、令和5年5月31日、午前10時。
- 会議の場所、石鳥谷総合支所 大会議室。

日程第1、会議の決定であります。本日一日とすることにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。

議案第20号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

議案第20号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

本規則は、学校給食センターの管理運営に関し必要な事項を定めている花巻市学校給食センター管理運営規則により設置されている花巻市学校給食センター運営委員会について、教育委員会の所管に属する附属機関に追加しようとするものでございます。

資料の順番が前後いたしますが、はじめに、議案第20号資料その3をご覧くださいようお願いいたします。

附属機関の設置につきましては、地方自治法第138条4第3項により、法律又は条例の定めるところにより、調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができると規定されているところでございます。本市におきましては、昨年度、様々な調査や審議を行う合議体がある中で、規定や活動実態を基に改めて見直しを行ったところでございまして、それに伴い教育委員会の所管に属する5つの委員会等が、令和5年3月24日に開催した令和5年第4回教育委員会議定例会におきまして、本規則第24条に規定する附属機関に追加されたところでございます。

議案第20号資料その4、その5をご覧くださいようお願いします。花巻市学校給食センター管理運営規則第6条に規定する花巻市学校給食センター運営委員会は、本規則第9条第2項に「議事は、出席委員の過半数をもって決する」と規定しているほか、花巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第6条第2項におきまして、学校給食の実施日数について、同規則第7条第2項において、学校給食費の一食当たりの単価については、当該委員会が諮問を受け、答申することとなっていることから、市の例規担

当との協議により当該委員会を意思決定機関と整理し、地方自治法第138条の4に規定する附属機関として位置づけたものでございます。

次に、改正の内容についてご説明いたします。お手元に配布しております議案第20号資料その1、その2も併せてご覧くださるようお願いいたします。

第24条は、教育委員会の所管に属する附属機関の規定であります。只今申し上げた理由により「花巻市学校給食センター運営委員会」を附属機関として追加するものでございます。

次に、施行期日であります。本規則は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について、質疑ございませんか。役重委員。

○役重委員

各所委員会の整理と見直しを行って、5つの機関が見直しの対象になったということですが、教育委員会の所管の中で5つということだったのでしょうか。そうしますと、残りの4つはどのようなことになるのでしょうか。

○佐藤教育長

及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

3月に5つを追加したうえで、今回、学校給食センター運営委員会を追加したいという内容でございますので、結果的に、昨年度3月分と合わせて6つ追加ということになります。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

そうしますと、3月で一緒にではなく、今回見直しが行われたのは何か背景があるのでしょうか。

○佐藤教育長

及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

3月時点では、今回の花巻市学校給食センター運営協議会は、議論、提言等を行う私的諮問機関として整理していたものであり、今回の附属機関には該当しないと考えておりましたが、その後、学務管理課学校給食管理室において、花巻市学校給食センター運営委員の任命の準備を行う段階で改めてこちらの規則を確認したところ、意思決定機関である附属機関に当たるのではないかという疑義が生じ、総務課と協議を行ったところ、意思決定機関に当たると整理がされたため、今回改めて、花巻市学校給食センター運営委員会を附属機関として、花巻市教育委員会行政組織規則に位置づけるというものでございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

市全体でこのような見直しが行われたということによろしいですか。

○佐藤教育長

及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

市全体で見直しが行われたのは3月でございましたが、その後、今回の件について疑義が生じたため、整理を確認したということでございます。

○佐藤教育長

ほかに質疑ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第20号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第20号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第21号「花巻市教育振興審議会の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明を求めます。及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

議案第21号「花巻市教育振興審議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」ご説明申し上げます。

花巻市教育振興審議会は、教育行政の基本的施策に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として設置された審議会でございます。

本審議会の委員につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第1項の規定により、教育関係者、識見を有する者及びその他教育委員会が必要と認める者のうちから15名を委嘱しているところでございます。

委員の任期は2年となっておりますが、現在任命しております委員の一部につきまして、関係団体の役員選任に伴い、同委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものでございます。

以下、議案書2ページと議案第21号資料を併せてご覧願います。

新たに任命しようとする委員は、高橋博明氏 58歳、花巻市教育振興運動推進協議会会長、杉本博紀氏 41歳、花巻市PTA連合会副会長、佐藤睦朗氏 64歳、一般財団法人花巻市体育協会副会長、佐藤貴哉氏 38歳、公益社団法人花巻青年会議所理事長、瀧澤皓英氏 41歳、花巻幼稚園つくしの会会長の5名であります。

いずれも、所属する団体の役員選任により、新たにご推薦いただいたものです。

任期につきましては、同条例第3条第2項の規定により前任者の在任期間となりますことから、令和5年6月1日から令和7年4月30日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第21号「花巻市教育振興審議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なし）

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第21号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第22号「花巻市学校給食センター運営委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明を求めます。高橋学務管理課長兼学校給食管理室長。

○高橋学務管理課長兼学校給食管理室長

議案第22号「花巻市学校給食センター運営委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市学校給食センター運営委員会は、学校給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、教育委員会の諮問機関として設置された委員会であります。

本委員会の委員につきましては、花巻市学校給食センター管理運営規則第7条の規定により、市立小、中学校長及び校長が指名する職員、市立小、中学校PTAから推薦された者及び識見を有する者により15名以内をもって組織し委嘱しているところであります。

委員の任期は2年となっておりますが、現在任命しております委員の一部について、定期人事異動や辞退の申出、関係団体の役員選任に伴い、同委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書4ページと議案第22号資料を併せてご覧願います。

新たに任命しようとする委員は、長山ゆかり氏 58歳、花巻市立矢沢小学校長、奥山暁辰氏 33歳、花巻市立湯口小学校栄養教諭、藤原和子氏 42歳、花巻市立西南中学校PTA副会長、藤川誠氏 39歳、花巻市東和小学校PTA会長であります。

任期につきましては、同規則第7条第4項の規定により前任者の残任期間となりますことから、令和5年6月1日から令和6年12月31日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第22号「花巻市学校給食センター運営委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第22号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第23号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明を求めます。及川学校教育課長。

○及川学校教育課長

議案第23号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るため「花巻市いじめ問題対策連絡協議会等条例」第2条の規定により設置している協議会であります。

協議会は、条例第4条の規定により、市立学校の校長、教育委員会事務局の職員、児童相談所の職員、地方法務局の職員、岩手県警察の職員、教育に関する学識経験を有する者、市立学校の児童又は生徒の保護者を代表する者、医療関係者及び教育委員会が必要と認める者の15名で組織しておりますが、委員が所属する団体における令和5年度役員選任

に伴い、佐藤大介委員及び松葉孝博委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書 6 ページと議案第23号資料を併せてご覧ください。

新たに委員に任命しようとする者は、鎌田哲暢氏 43歳、花巻市PTA連合会会長及び大竹佐久子氏 75歳、花巻市教育振興運動推進協議会監事であります。

任期は、条例第5条の規定により前任者の残任期間である令和5年6月1日から令和6年3月31日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第23号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会任命（解任）に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第23号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第24号「花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明を求めます。鈴木文化財課長。

○鈴木文化財課長

議案第24号「花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会は、「花巻市文化財保存活用地域計画」の策定に係る協議等を行うため、教育委員会が設置している協議会であります。

本協議会の委員につきましては、花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱第3条第1項の規定により、定数は委員10名以内とされています。また、同項の規定により、花巻市文化財保護審議会委員、識見を有する者、文化財保存活動団体に属する者、観光事業団体に属する者、関係行政機関及び教育機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱することとなっておりますが、現在の委員の任期が、本日5月31日をもって満了となることから、新たに10名を委員に任命しようとするものであります。

議案書の7ページ、議案資料17ページ、18ページの資料も併せてご覧願います。

任命しようとする委員の氏名、年齢、性別、現職及び新任・再任の別につきましては、議案書のとおりでありまして、10名全員が再任であります。

任命は、令和5年6月1日付、任期は、同要綱第3条第2項の規定により、2年となっておりますことから、令和7年5月31日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第24号「花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第24号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第25号「花巻市社会教育委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明を求めます。梅原生涯学習課長。

○梅原生涯学習課長

議案第25号「花巻市社会教育委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言を行うため「花巻市社会教育委員に関する条例」第1条の規定により設置している委員会であります。

委員会は、条例第2条の規定により、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者の20名以内として組織しているところであります。

委員の任期は2年となっておりますが、現在任命しております委員の一部について、令和5年度定期人事異動及び関係団体の役員選任に伴い、同委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書9ページと議案第25号資料を併せてご覧ください。

新たに任命しようとする4人の委員は、佐々木淳一氏 53歳、花巻市立宮野目中学校校長、佐藤貴哉氏 38歳、公益社団法人花巻青年会議所理事長、似内和久氏 48歳、花巻市PTA連合会監事、久保田精喜氏 70歳、花巻市教育振興運動推進協議会副会長であります。

任期につきましては、同条例第3条第1項の規定により前任者の残任期間となりますことから、令和5年6月1日から令和6年5月31日までの1年であります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第25号「花巻市社会教育委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なし）

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第25号は原案のとおり議決されました。

日程第3、報告事項に入ります。

令和5年第2回（4月）花巻市議会臨時会教育関係事項について、事務局から報告を求めます。菅野教育部長。

○菅野教育部長

4月25日に開催されました、令和5年第2回花巻市議会臨時会での教育関係事項について報告いたします。資料の1ページ、資料No.1をご覧ください。

令和4年度一般会計補正予算（第16号）として提出しておりました案件が、原案のとおり可決されております。

歳入として、教育寄附金300万円を補正しておりますが、市内の企業より教育振興に活用したいとの申し出があり再納したものです。また、歳出として、一般行政経費300万円を補正しておりますが、いただいた教育寄附金を寄付者の意向に沿い、奨学金の貸付原資として活用するものです。

以上報告いたします。

○佐藤教育長

只今の報告について、質疑のある方ございませんか。

（なし）

○佐藤教育長

それでは、質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

（はい）

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、只今の報告に対する質疑を終結します。

次の報告、教育委員会関連行事につきましては、お手元に配布いたしました日程表によりまして、報告に代えさせていただきます。

それから、学校教育課から、今年度の授業実践公開研究会のご案内と、博物館から、テーマ展「八重樫豊澤展」の情報提供がございましたので配布させていただきます。

役重委員。

○役重委員

1点だけ追加でお聞かせください。附属機関の整理の件です。今回の学校給食センターもですし、いくつかの規則に追加された機関は、規則設置ということになっていると思うのですが、自治法上は条例設置が原則だと思います。そのあたりの整理は大丈夫なのでしょうか。資料3ページに自治法138条の4第3項がございますが、附属機関は基本的には条例設置だと思っていましたが、そこについて何か議論があったのでしょうか。

○佐藤教育長

及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

市長部局で、花巻市附属機関の設置に関する条例の制定があり、その中で附属機関として、3月に5つの組織について追加させていただいたものでございますが、それには、今回の給食センターについては、条例で規定する規則でもって設定されておりますから、その中には入らなかったのですが、今回、教育委員会行政組織規則の附属機関として追加させていただくということでございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

給食センターそのものは条例設置なので、おそらくそのような整理だったと思うのですが、センターの条例の中に委員会自体の規定はないですね。管理運営規則で設置するとなっています。附属機関の委員の身分は、当然、特別職の地方公務員になりますので、本来、自治法の趣旨は、身分とその議事を条例でしっかり保障するというところだと思うのですが、法規的には大丈夫だったのですか。要するに、市で作った一括の条例では、こういう機関は附属機関とするという条例ができて、その詳細については、そこには規定されていないということですよ。そこについては、法規として議論があったのでしょうか。

○佐藤教育長

及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

学校給食センター管理運営規則に、運営協議会を設置すると書いております。条例に基づいた規則ですから、総務の法規担当と協議して問題ないこととなったものであり、市全体としてそのような整理をさせていただいたところでございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

委員の身分は、特別職地方公務員になるということですか。謝礼ではなくて報酬が支払われるということですか。

○佐藤教育長

及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

そのとおりです。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

わかりました。他の要綱を見ますと、謝金を支払うという規定になっているので、やや整理が必要かと思います。問題提起ということにさせていただきます。

○佐藤教育長

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会議は、これをもって閉会といたします。ありがとうございました。